

入札参加者の皆さんへ

低入札価格調査方法について（工事）

愛媛県では、入札・契約制度の客觀性、競爭性をより高めるため、総合評価落札方式により落札者を決定する工事（原則設計金額1,000万円（建築工事にあっては1,500万円）以上）の請負契約における落札者の決定に当たって、低入札価格調査制度を採用しています。

低入札価格調査制度は、入札価格が開札時に算出される「調査基準価格」を下回る入札がなされた場合、落札者の決定を保留し、当該価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その結果に基づき落札者を決定する制度です。

については、迅速かつ適格な調査を実施するため、調査基準価格を下回る入札を行った者に対する調査を下記により行いますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

また、低入札価格調査を受けた者との契約にあっては、①低入札した受注者側の技術者1名増員又は専任②履行保証割合の引上げ（1割→3割）③前金払支払割合の引下げ（4割→2割）を実施するほか、④建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第1号又は第2号の規定による監理技術者の配置を認めないこととしておりますので、御留意願います。

記

(1) 調査基準価格及び調査基準基本価格について

調査基準価格及び調査基準基本価格（調査基準価格の算定の基本となる価格）については、次の計算式により算出します。

なお、税抜き調査基準価格は契約締結後に公表することとしています。

区分	計算式		備考
土木工事	税抜き調査基準基本価格	調査基準基本価格	ただし、左欄の税抜き調査基準基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合には、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を税抜き調査基準基本価格とする。
	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68)（注1）	税抜き調査基準基本価格×1.1（注2）	
	税抜き調査基準価格	調査基準価格	
	税抜き調査基準基本価格×ランダム係数（注2）	税抜き調査基準価格×1.1（注2）	
建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	税抜き調査基準基本価格	調査基準基本価格	ただし、左欄の税抜き調査基準基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合には、税抜き予定価格に7.5/10を乗じて得た額を税抜き調査基準基本価格とする。
	{直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68}（注1）	税抜き調査基準基本価格×1.1（注2）	
	税抜き調査基準価格	調査基準価格	
	税抜き調査基準基本価格×ランダム係数（注2）	税抜き調査基準価格×1.1（注2）	

- (注1) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。
(注2) 計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。

(2) ランダム係数について

(1) の計算式にあるランダム係数は、開札時に1.000から1.005の範囲内で電子入札システムが自動的に算出します。(0.0%～0.5%までの変動係数)

(3) 資料の提出及び失格判断基準について

税抜き調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、当該入札価格によっても契約内容に適合した履行ができるることを説明していただく必要があります。

については、税抜き調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、別紙「低入札価格調査に必要な提出書類一覧（工事）」で指定する資料を当該入札の開札後速やかに作成のうえ、開札日の翌日から起算して3日（県の休日を除きます。）以内に持参により提出してください。この際、工種（建築一式工事の場合は科目）ごとの合計が入札時に提出した工事費内訳書と一致しないものについては、受理しません。また、提出期限の午後5時までに資料の提出がない場合、又は別添様式1により調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札は失格とします。

なお、入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認することとしていますので、御留意ください。

また、平成20年4月1日から、低入札価格調査制度において失格判断基準を適用しています（ただし、この基準により難いときは、適用を除外する場合があります。）ので、入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、次表に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する入札については、当該入札は失格とします。この際、上記資料の提出は要しません。

費　目	基　準
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の80%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

(注) この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用除外とすることがある。

(4) 事情聴取について

(3) の資料の提出後、直ちに（日時は別途指示）事情聴取を行い、契約内容に適合した履行が可能であることを、提出していただいた資料を用いて主張立証していただきます。については、当該入札の内容について責任ある回答の出来る方が出席してください。

(5) 受注者側の技術者増員又は専任について

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあっては、次のとおり技術者の配置を求めるとしており、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とします。

ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）の工事にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。

イ 請負代金額4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）の工事にあっては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。

(6) 配置予定技術者を配置できなくなった場合について

低入札価格調査対象業者以外の者については、調査期間中において、当該工事と同じ技術者を配置予定技術者として充てて他の入札に参加することを制限しませんので、他の入札において落札者となり、結果として調査中の工事で技術者の配置ができなくなった場合には、別添様式2により、その旨を速やかに発注機関に報告してください。この場合、調査中の工事については、技術者の配置ができなくなり入札参加資格を満たさなくなるので、当該入札を無効として取り扱います。

(7) 低入札価格調査後の確認について

低入札価格調査に係る契約にあっては、調査時の説明と相違がないか確認しますので、発注機関からの照会があった際には調査への協力をお願いします。

(8) その他、低入札価格調査に関するお知らせについては、愛媛県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」中に掲載しています。

(アドレス：<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>)